平成２２年（フ）第７号
岐阜県可児市中恵土1862番地３　プレステージＭＩＹＡ―208
債務者　中島　勝美
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第８７号
名古屋市中川区法華西町76番地　レオパレスアンコールヴィレッジ202号
債務者　小川　雅範
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２４号
名古屋市守山区西新15番31号　サンアベニュー小幡406号
債務者　寺井　良夫
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２６号
名古屋市中村区乾出町２丁目36番地　きさらぎ荘Ｂ号
債務者　奥村　鈴子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２３号
三重県津市安濃町田端上野548番地
債務者　長谷川順子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３２２号
三重県鈴鹿市庄野東３丁目５番１号
債務者　丹羽　満雄
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３２３号
三重県鈴鹿市庄野東３丁目５番１号
債務者　丹羽　智子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９号
三重県名張市赤目町一ノ井832番地、前住所愛知県名古屋市中川区尾頭橋３丁目７番６号クレアシオン303号
債務者　村田　孝子（旧姓西岡）
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第６１１号
滋賀県湖南市菩提寺1492番地622
債務者　渡辺小百合
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７０２号
大津市青山２丁目11番５号
債務者　森　　康孝
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７１１号
大津市際川３丁目８番11号
債務者　小林　明倫
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７６１号
大津市中庄１丁目14番７号　サンブライト膳所102号、前住所滋賀県近江八幡市桜宮町207番地６―434号
債務者　甲斐　明美
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１７号
滋賀県湖南市石部北１丁目６番26―203号、前住所滋賀県甲賀市水口町山3858番地72
債務者　富田　真子（旧姓那須）
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２号
滋賀県栗東市十里393番地11
債務者　下川　　勝
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６１８号
兵庫県赤穂市目坂832番地の10
債務者　溝渕　守信
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６１９号
兵庫県赤穂市目坂832番地の10
債務者　溝渕　和子
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６２０号
兵庫県赤穂市目坂832番地の10
債務者　溝渕　達也
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部